



なはの水

発行：那覇市上下水道局 所在地：〒900-0006 那覇市おもろまち1-1-1
<https://www.city.naha.okinawa.jp/water/index.html>



HPIはコチラ

上下水道局案内図

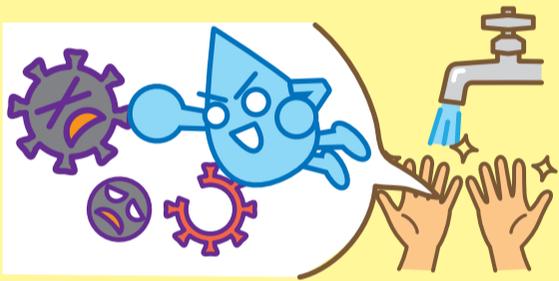
「みずブラッサ」は那覇市上下水道局庁舎の愛称です。
なお、ブラッサとはポルトガル語で「ひろば」の意味です。

新型コロナに負けない！水道水のちから！

■コロナには身近な水道水での手洗い・うがいが有効

一般的にウイルスに対しては塩素等による消毒の効果がいため、感染症予防として、適切に塩素消毒されている水道水での手洗い・うがいが有効です。

上下水道局では、国の法令に従い適切に塩素消毒が実施され、国が定める水道水質基準に従った安全な水を供給しております。



■感染症対策として始まった水道

明治になって外国との交流が活発になると、もともと日本にはなかったコレラやチフスなどの伝染病がたびたび流行するようになりました。

上下水道設備が十分でなかった当時は汚染された井戸水を飲用して感染しました。1868年(明治元年)から1887年(明治20年)までのコレラの患者発生数は41万人余、その半数以上が死亡するという、今日では想像も及ばないような状況でした(日本水道協会資料より)。

衛生施設としての水道、下水道の整備が必要ということになり、コレラの侵入の恐れが多い港湾都市を中心に水道整備が進められました(表1参照)。ちなみに最初の下水道も横浜市でした。那覇市では昭和8年に通水が開始されています。

表1 近代水道(※1)が開始された年ランキング

順位	都市名	開始年
1	横浜市	1887年(明治20)
2	函館市	1889年(明治22)
3	長崎市	1891年(明治24)
4	大阪市	1895年(明治28)
5	東京都	1898年(明治31)

(※1)近代水道とは川などから取り入れた水を「ろ過」し、鉄管などを用いて「有圧」で給水し、いつでも使うことのできる水道。



那覇市での通水祝賀行事の様子(昭和8年)

■今だからこそ再確認！水道の役割

日本では、蛇口をひねると安全な水が出てくるのは当たり前とされていますが、蛇口から出る水を直接飲む国は世界でも十数か国しかなく、そのなかでも日本の水道水の安全性はトップクラスとされています。

新型コロナウイルス感染症は飲み水を介して感染する病気ではないと考えています。水道水でしっかり手洗い、うがいをこころがけましょう。



新型コロナウイルス感染症の影響に伴う支援策

新型コロナウイルス感染症による経済、市民生活に与える影響は図り知れず、この非常事態を乗り切るため、上下水道局においても市長事務部局と一体となって、影響を受けた市民や事業者に対して次の3つの支援策を行っています。

■水道利用者に対する支援策

全水道利用者に対し令和2年4月分から7月分までの**4か月分**の水道料金の**基本料金を全額免除**します。

使用者からの免除の申請は必要としません。(4月分の料金は6月請求のため、6月より実施します)



※アパート等の給水契約を結んでいない使用者においても、契約者に対し全戸数分の基本料金を免除している旨を通知しております。



詳しくはコチラ

お問い合わせ 那覇市上下水道局お客様センター TEL:941-7804、941-7834

■事業者に対する支援策

那覇市が実施する「頑張る事業者応援事業」により給付金を支給される中小企業、小規模事業者等で、上下水道事業管理者と給水契約を結んでいる事業者に対し、令和2年4月分から6月分までの**3か月分**の水道料金の**従量料金(水量料金)を50%減額**します。

なお、減免には申請が必要です。

※テナント等の給水契約を結んでいない使用者に対しても所有者から相談があれば柔軟に対応します。



詳しくはコチラ

例2 1か月に500m³使用の事業者の場合(50mmメーター)



お問い合わせ 料金サービス課 TEL: 941-7811

■水道料金の支払猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金等のお支払いが困難な事情があるお客様に対し、お支払い猶予などのご相談をお受けしております。(当局にお越しになる際は、事前にお電話をくださいますようお願いいたします。)



詳しくはコチラ

お問い合わせ 那覇市上下水道局お客様センター TEL:941-7804、941-7834

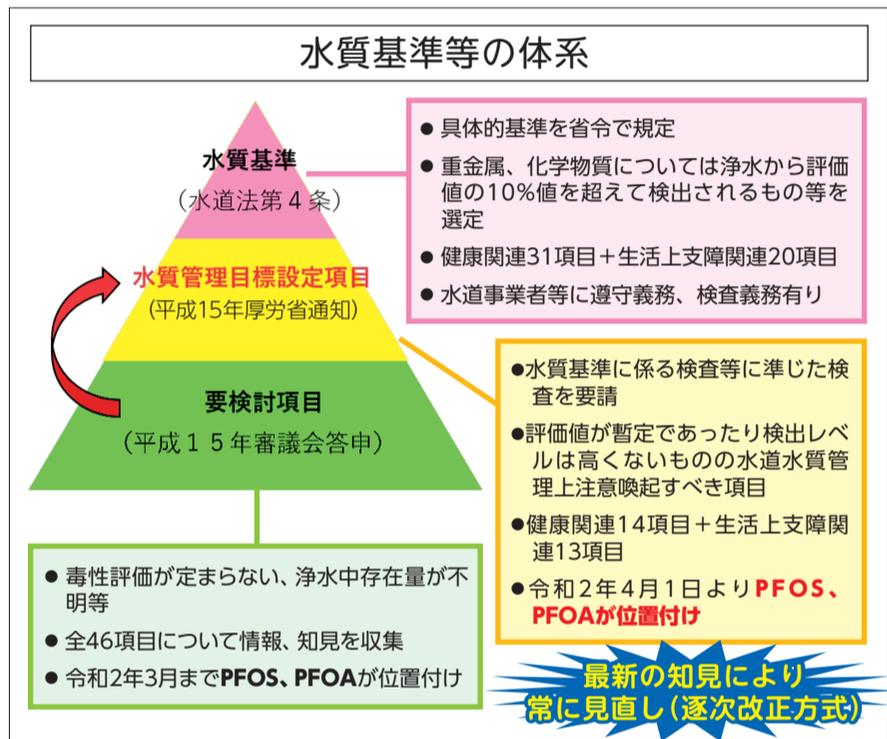
水道水で 石鹸を使って しっかり手洗い



PFOS 及び PFOA 暫定目標値設定

那覇市の水道水は沖縄県企業局の西原浄水場及び北谷浄水場から送水されています。北谷浄水場の水源の一部において、有機フッ素化合物の一種であるPFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)及びPFOA(ペルフルオロオクタン酸)が検出されています。

これまで、世界保健機関(WHO)においてPFOS及びPFOAの飲料水のガイドライン値が設定されていないこともあり、国内において水質基準等の体系の中で要検討項目として位置づけられておりましたが、目標値等については設定されておりました。



しかし近年、海外においてPFOS、PFOAに対し飲料水の目標値が設定される動きもあり、令和元年7月及び令和2年2月に厚生労働省で開催された『水質基準逐次改正検討会』にて暫定目標値について審議が行われました。

■ 表1 諸外国におけるPFOS、PFOAの飲料水の目標値

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	オーストラリア	WHO
PFOS	水質管理 目標設定項目 50ng/L (PFOS及びPFOAの 合計値として)	生涯健康 勧告値 70ng/L (PFOS及びPFOAの 合計値として)	300ng/L	300ng/L	70ng/L (PFHxS との合計値)	設定なし
PFOA			10,000ng/L	300ng/L	560ng/L	設定なし

令和2年3月に開催された『第21回厚生科学審議会生活環境水道部会』においては、逐次検討会で審議された結果をふまえ、暫定目標値をPFOSとPFOAの合計値として50ng/L(表1)、水質基準等の体系の中で要検討項目との位置付けを水質管理目標設定項目へと変更することが決定され、令和2年4月1日より適用されています。

現在、北谷浄水場においては、有機フッ素化合物に対して吸着効果のある活性炭処理を行うことによってPFOS及びPFOAを低減化しており、北谷浄水場における浄水中の有機フッ素化合物の測定結果は、令和元年度平均で23ng/L(PFOSとPFOAの合計値)となっております。また、上下水道局独自で行った検査結果(表2)でも、14~17ng/Lの値となり、暫定目標値である50ng/L以下であることから、**那覇市の水道水の安全性は確保されています。**

■ 表2 北谷浄水場系統のPFOS及びPFOAの合計値

採水場所	暫定目標値	採水日	
		4月15日	4月20日
大名調整池系(天久ちゅらまち公園)	50ng/L	14ng/L	17ng/L
安里配水池系(安謝東公園)		14ng/L	17ng/L
泊配水池系(壺川中公園)		15ng/L	17ng/L

お問い合わせ 配水課配水係 TEL:941-7806

宅地内漏水の確認方法

みなさまの財産である給水管等は、老朽化等でどこの家庭でも漏水が起こり得る可能性があり、漏水を放置すると水道料金にも影響を及ぼします。

日ごろから漏水がないか確認することをお勧めします。

《家庭で行える漏水チェック方法》

- ①家庭内にある蛇口を全て閉めます。
- ②タンクのある家庭は、満水になるまで待ちます。(30分程度)
- ③水を使わない状態でメータのパイロット(右写真)が回転していれば漏水の可能性あります。



パイロット(赤または銀色の歯車のようなもの)

☆水は大切な**資源**です。漏水かな? と思ったら右記にご連絡ください。

お問い合わせ 水道管理課 TEL:941-7805

危険! 排水路への侵入

雨水排水路は、降った雨(雨水)を集めて川や海に放流するための施設です。大部分がコンクリートやアスファルトで覆われた都市部では、雨水は地中へ浸透しにくく、その多くが道路にある側溝を通って雨水排水路へ流れこんでいきます。そのため、雨水排水路は、にわか雨程度でもあっという間に増水し、大人の泳選手でも簡単に流されてしまうほどの流れとなることもあります。とても危険ですので雨水排水路の中には**絶対に入らないで**ください。



晴れの時は水位は低く、流れは穏やかです。 雨の時は水位は急激に高くなり、流れは荒々しくなります。

お問い合わせ 下水道課 TEL:941-7808



令和2年度予算のあらまし

水道事業

令和2年度の水道事業は、17万戸へ年間3千870万³m³(1日平均10万6千⁶m³)の水の供給を予定しています。また、耐用年数を経過した管路の更新等を行い、災害に強い水道施設を整備する予算として12億8千万円を計上しています。

主な事業 豊見城配水池の建替えについて



地震などの災害に備え、水道施設の耐震化を図ることを目的として、豊見城配水池(昭和49年3月竣工)の建替工事に着手しています。

構造形式：PC構造
(プレストレストコンクリート製)
容量：4,800⁰m³
今年度：擁壁工事(解体・築造)
工事概要
【お問い合わせ】
水道工務課 TEL：941-7807

下水道事業

令和2年度の下水道事業は、15万9千戸から排出される汚水3千580万³m³(1日平均9万8千³m³)の処理を予定しています。また、浸水対策等下水道施設を整備する予算として11億2千万円を計上しています。

主な事業 首里石嶺町地区雨水調整池設置工事について

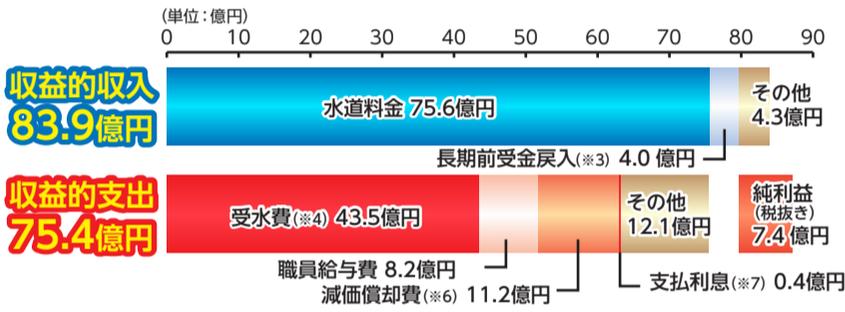


首里石嶺町4丁目地区の浸水被害軽減を目的として、地下貯留式雨水調整池の設置工事に着手しています。

構造形式：地下貯留方式
容量：6,000⁰m³
今年度：仮設工事及び
工事概要：貯留施設設置工事
【お問い合わせ】
下水道課 TEL:941-7808

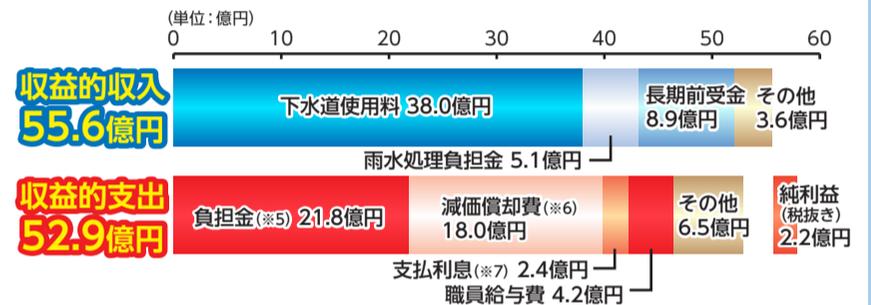
収益的収支(※1)(税込み)(水道水を供給するための収入と支出)

水道事業は、利用者のみなさまからお支払いいただいた水道料金で運営されています。この水道料金は、浄水の購入費、水道施設の維持管理経費、職員給与と費等の費用に使われています。また、減価償却費等の現金の支出を伴わない費用や純利益を施設整備費用の財源として留保しています。



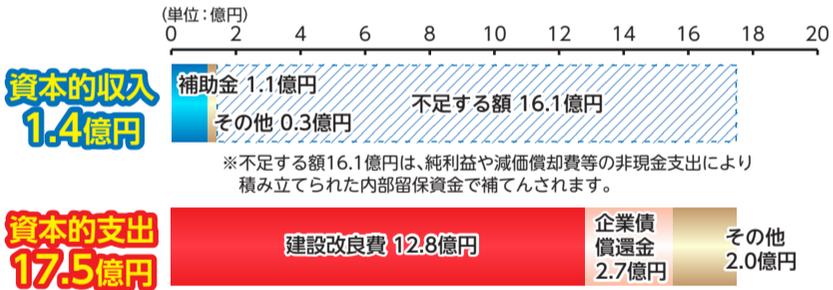
収益的収支(※1)(税込み)(下水を処理するための収入と支出)

汚水処理事業及び再生水利用下水道事業は、基本的に利用者のみなさまからお支払いいただいた使用料等で運営されており、雨水処理事業は、一般会計からの負担金で運営されています。これらの収入は、流域下水道汚水処理負担金、下水道施設の維持管理経費、職員給与と費等の費用に使われています。また、減価償却費等の現金の支出を伴わない費用や純利益を企業債償還金の財源として留保しています。



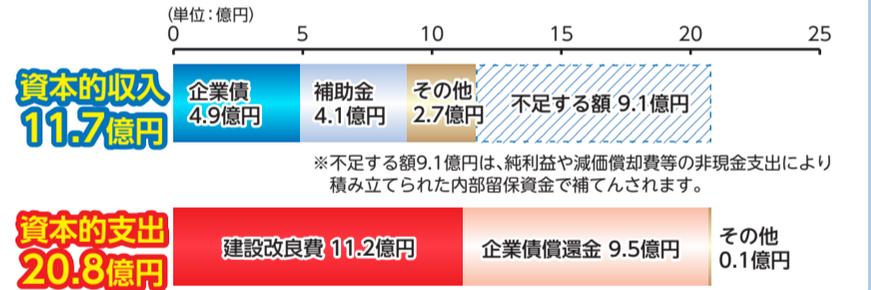
資本的収支(※2)(税込み)(施設を作るための収入と支出)

水道施設を整備するために必要な経費及び企業債償還金と財源を計上しています。



資本的収支(※2)(税込み)(施設を作るための収入と支出)

下水道施設を整備するために必要な経費及び企業債償還金と財源を計上しています。



【用語の説明】

- ※1 収益的収支 → 事業を運営するための財源と経費
- ※2 資本的収支 → 施設を新設・更新等するための財源と経費
- ※3 長期前受金戻入 → 償却資産(※8)の取得・改良のために受けた補助金等の収益化分(非現金収入)
- ※4 受水費 → 沖縄県企業局から購入する浄水費

- ※5 負担金 → 沖縄県の下水道施設使用に伴う費用等
- ※6 減価償却費 → 施設の価値減少分
- ※7 支払利息 → 企業債等の借入れに伴う支払利息
- ※8 償却資産 → 固定資産のうち、毎年度減価償却を行うべきもの

企業債残高について

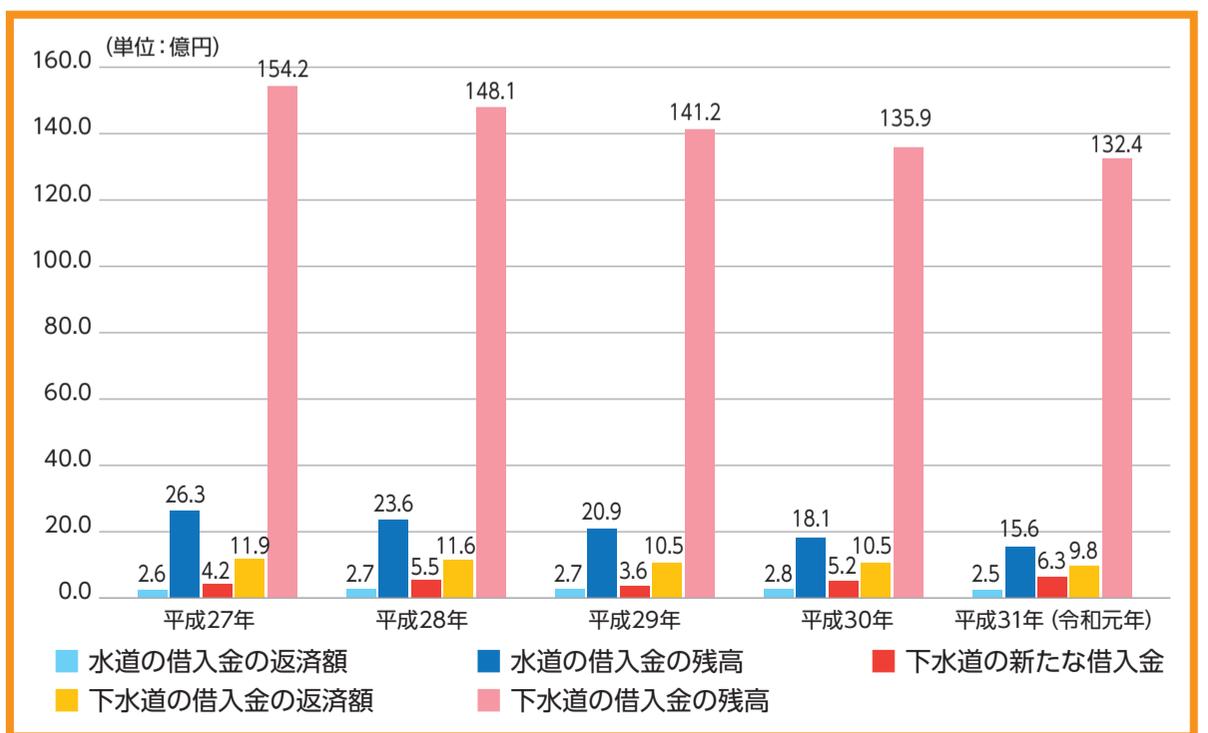
水道事業に比べると、下水道事業は借入金(※1)の残高が非常に大きいことがわかります。下水道の普及率は現在98.2%に達していますが、ここまで来るために莫大な費用が投じられてきた結果が右記のグラフに表れています。

水道事業では新たな借入を行っていないため、残高は減少しています。下水道事業では新たな借入が続いていますが、借入金の額よりも返済額の方が大きいため、残高は減少しています。

借入金の返済は純利益(※2)を減債積立金に積み立てて行いますが、下水道事業ではそれだけでは足りないため、将来の下水道施設の更新のための内部留保資金をも返済に充てており、大変厳しい財政状況が続いています。

- ※1 借入金 → 企業債による外部資金の借入金
- ※2 純利益 → 事業の経営活動した結果生じた利益(純利益には非現金収入の長期前受金戻入が含まれています。)

お問い合わせ 企画経営課 TEL:941-7803





那覇市の水道を使用されるお客様へ〈水道のご使用についての主な定め〉

改正民法が令和2年4月1日から施行されました。水道料金等に関する事項につきましては、定型約款であらかじめ表示する、又は案内をすることの規定が新設されました。

上下水道局では、那覇市水道給水条例及び那覇市水道給水条例施行規程が定型約款にあたりますが、定型約款の抜粋版として、令和2年3月より「那覇市の水道を使用されるお客様へ」をお配りしております。 令和2年4月

那覇市の水道を使用されるお客様へ〈水道のご使用についての主な定め〉

「那覇市水道給水条例」及び「那覇市水道給水条例施行規程」が給水契約の内容となります。契約の主な定めは次のとおりです。あらかじめご了解のうえ、ご使用ください。

- 水道の使用開始・中止の申し込みについては、事前(2～3日前まで)に上下水道局お客様センターへご連絡ください。(条例第18条関連)
- 料金の算定は隔月の定例日(各地域によって異なります。)にメーター検針を行い、2ヶ月分の水量を2等分し1ヶ月分ごとの料金を決定します。また、上下水道局が必要と認めるときは毎月の定例日にメーター検針を行い、その日の属する月分として料金を算定します。(条例第24条関連)
上下水道局が検針するメーターに異状があったとき、または使用水量が不明なときは、上下水道局が水量を認定して料金を算定します。(条例第25条関連)
- 月の途中で水道の使用を開始、休止または廃止した場合の料金は、次の区分により算定いたします。(条例第26条関連)
(1)使用日数が15日以内の場合は、基本料金の2分の1に従量料金の額を加えた額とします。
(2)使用日数が15日を超える場合は1月分とみなします。

水道料金についての詳しい説明はこちらをご覧ください。



- 料金は毎月請求いたします。もし指定期限内にお支払いがなければ、やむを得ず給水を停止する場合がございます。(条例第28条関連及び条例第36条関連)
- 給水は、非常災害、水道施設の損傷等、公益上やむを得ない事情がある場合に、制限や停止をすることがあります。(条例第12条関連)
- 上下水道局のメーターは、検針や取替などに支障がないように、常に清潔にしておいてください。お客様の不注意でメーターが壊れた・亡失した場合は、賠償していただくこととなります。(条例第17条関連)
- 共同住宅で、上下水道局の施設基準に適合した共同住宅の所有者からの申請に基づき各戸検針料金徴収の取扱いを上下水道局が承諾し契約した場合、または再生水利用契約を行った共同住宅には、各戸(子)メーター及び再生水(子)メーターによる検針を行い、上下水道局が各入居者へ直接料金請求を行います。
- 各戸(子)メーター及び再生水(子)メーターは給水装置所有者等の所有になりますので、メーター取替にかかる費用は給水装置所有者等の負担となります。
- 給水装置はおお客様の財産です。維持管理はおお客様の負担で行うこととなっています。(条例第20条関連)



水道給水条例



給水条例施行規程



再生水利用の実施規程



各戸検針に関する取扱要綱

各条例等へは、左記のQRコードからアクセスしてください。那覇市上下水道局のウェブサイトにも掲載しております。

那覇市上下水道局

検索

お問い合わせ 那覇市上下水道局お客様センター TEL:941-7804、941-7834

便利な口座振替

納め忘れも手間も省ける便利な口座振替をお勧めします！

● 必要なもの ●

① 預貯金通帳



② 通帳のお届け印



③ 水道番号が確認できるもの(検針票や納付書など)



口座振替可能な金融機関

- ゆうちょ銀行
- 琉球銀行
- 沖縄銀行
- 沖縄海邦銀行
- みずほ銀行
- コザ信用金庫
- 沖縄県労働金庫
- 沖縄県農業協同組合(JA おきなわ)

ゆうちょ銀行以外の場合、各金融機関の窓口、又は **お客様センター** でお手続きできます。

ゆうちょ銀行の場合

ゆうちょ銀行窓口で、指定の様式にてお手続きをお願い致します。お手続きには、左記の「必要なもの」の他、下記の口座番号と加入者名が必要となります。

- 振込先口座番号：02030-7-14823
- 払込先加入者名：那覇市水道事業

※口座振替の手続き後、2ヶ月程度で自動振替が始まります。

振替日：毎月5日(再振替20日) 金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日。

口座振替や料金に関するお問い合わせ

〒900-0006 那覇市おもろまち1-1-1 那覇市上下水道局お客様センター
TEL: 941-7804 941-7834 営業時間：月～土 午前8時30分～午後6時00分
【祝日、12/29～1/3、6/23を除く】

局長コラム



上下水道局長
うえち ひでゆき
上地 英之

はいさい。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大が世界的な課題となっています。

予防策として、手洗いやうがいの励行が有効であるといわれています。

その前提となるのは、安全で安心な水を安定的に供給することです。その使命を果たすため、当局では職員一丸となり、一層の緊張感をもって、職務に尽力してまいります。

この度、今年度4月から7月分までの4か月間の水道基本料金を免除とさせていただきます。市民の皆様の一助となればと思います。

結びになりますが、この災難が一日でも早く終息し、市民の皆様が安心して生活が送れるような日常に戻ることを祈念しています。

上下水道局クイズ



クイズに答えて 図書カードをもらおう!

ヒント!!

赤または銀色の歯車のようなものです!



Q 家庭で行える漏水チェックについての問題です。家庭内にある蛇口を全て閉めた後、水を使わない状態で、メーターの〇〇〇〇〇が回転していれば、漏水の可能性あります。さて、〇〇〇〇〇とは、次のうちどれでしょうか?



A. アシスタント B. パイロット C. キャビンアテンダント

答えが分かった方は、ハガキかFAX、Eメールで①答え、②住所、③氏名、④電話番号、⑤本誌の感想をご記入のうえ、次のあて先までご応募ください。
正解者の中から抽選で10名様に図書カード(1,000円分)を贈呈します。当選者の発表は賞品の発送をもってかえさせていただきます。

あて先 〒900-0006 那覇市おもろまち1-1-1 那覇市上下水道局 総務課
FAX:941-7821 Eメール:soumu@water.naha.okinawa.jp

しめ切り 令和2年7月31日(金) ※当日消印有効

※ご応募の際に得た個人情報、当選者への賞品の発送以外使用することはありません。



暑さに注意! 喉が渴く前に水道水を飲もう!

